発がん性評価の課題

厚生労働省では、平成25年度から化学物質の発がん性スクリーニングとして、「中期発がん性試験(ラット肝中期発がん性試験)」を実施し、この試験の結果の評価は、発がん性評価ワーキンググループで行うこととなっている。

発がん性の詳細調査が必要となる化学物質を絞り込むためのスクリーニング において、経口投与による「中期発がん性試験」のみでは、以下の課題がある のではないか。

- 1 肝臓への標的性が弱く、他の臓器への標的性が高い化学物質への調査体制
 - ・ 肝中期発がん性試験において、多臓器の標的性が疑われるが、その調査 結果のみでは、発がん性の強度を評価できない化学物質
- 2 肝臓への標的性がなく、他の臓器への標的性が疑われる化学物質への調査 体制
 - 肝中期発がん性試験において、多臓器の標的性を評価できない化学物質
- 3 経口ばく露による調査が不能なガス、蒸気又は粉状の化学物質への調査体 制
 - · 気体、液体の蒸気又は粉じんとして、労働環境にあり、吸入ばく露による発がん性を評価すべき化学物質